

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

旭川市立富沢小学校 令和5年（2023年）年4月

このリーフレットは、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。



## いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、法等に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応します。

## いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

富沢小学校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校ホームページをご覧ください。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校は、「いじめ防止基本方針」のもと、いじめ防止に向けて学校全体で組織的な取組を進めること、学校・家庭・地域のなかにいじめを生まない風土づくりを醸成した未然防止の活動に重点をおくこと、などの基本的な姿勢のもと取組を進めてまいります。

富沢小学校  
いじめ対策組織  
の役割や活動

いじめの問題は、特定の教職員のみで問題を抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを行い、いじめの未然防止や早期発見、事案対処について、より実効的な解決に努めます。具体的には、校長をリーダーとした複数の教職員や、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者等により「富沢小学校いじめ対策組織」を設置します。また、組織的な対応の中核として機能する「いじめ対策チーム」を設置します。

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要があります。そのため、年度当初に組織体制を整えとともに、学校全体でいじめ問題に取り組めるよう年間のいじめ防止指導計画（いじめ防止プログラム）を立てています。このいじめ防止指導計画（いじめ防止プログラム）では、6月と11月と2月をいじめ防止強調月間とし、児童会によるいじめを考える取組やいじめ把握のためのアンケート調査の実施等を行います。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽にご相談願います。

富沢小学校のいじめ対策組織担当は、成田（教頭）です。

連絡先 0166-62-6207（学校代表電話）

相談窓口が設置されています

| 相談窓口                                | 電話番号                                                                                             | 相談時間等                              |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 北海道子ども相談支援センター（電話）<br>（メール）         | 0120-3882-56<br><a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a> | 毎日 24 時間                           |
| 旭川市子ども総合相談センター（代表電話）<br>（子どもホットライン） | 0166-26-5500<br>0120-528506                                                                      | 月・金 8:45～20:00<br>火・水・木 8:45～17:15 |
| 旭川地方法務局（子どもの人権 110 番）               | 0120-007-110                                                                                     | 月～金 8:30～17:15                     |
| 北海道警察本部（少年相談 110 番）                 | 0120-677-110                                                                                     | 月～金 8:45～17:30                     |



子ども相談支援  
センターイメー  
ジキャラクター

旭川市のホームページで、いじめの防止等のための対策の内容などを記載した「旭川市いじめ防止基本方針」を確認できます。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/218/251/257/d065960.html>

